

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

日本農産工業株式会社

代表取締役社長 小 野 浩 二

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

今回の臨時株主総会には、「定款一部変更の件(2)」として全部取得条項に係る定款一部変更を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第111条第2項第1号に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記臨時株主総会参考書類および種類株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会における各議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年11月12日(木曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年11月13日(金曜日)午前10時
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ランドマークタワー25階 会議室
(定時株主総会とは会場が異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

【臨時株主総会】

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件(1)
- 第2号議案 定款一部変更の件(2)
- 第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

【普通株主様による種類株主総会】

決 議 事 項

- 議 案 定款一部変更の件

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎臨時株主総会参考書類および種類株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nosan.co.jp>) に掲載させていただきます。

臨時株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件(1)

1. 変更の理由

当社の親会社である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）は、平成21年7月21日から平成21年8月31日まで当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、三菱商事の平成21年9月1日付プレスリリース「当社上場子会社である日本農産工業株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」で公表されているとおり、平成21年9月4日（公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式112,777,474株を保有するに至っております。なお、三菱商事保有の当社普通株式に係る議決権の数は、平成21年3月31日現在における総株主の議決権の数121,386個の92.91%であります。

三菱商事は、本公開買付けに係る公開買付届出書等において表明しているとおり、当社を完全子会社化することを企図しております。また、飼料・畜産業界を含む食料業界は近年の世界的な食料価格の大幅変動から厳しい経営環境にあるほか、食の安心・安全に対する消費者意識の高まりや、高度化・多様化する消費者ニーズへの対応が必要になっております。さらには、畜産物の内外価格差、輸入食肉、加工品の品質向上および畜産事業の農家経営から企業経営への急速なシフト等の要因から、飼料・畜産業界における競争が一層激化するなかで、原料の集荷から飼料、食肉の生産まで一貫した事業を行い、環境の変化に敏感かつ迅速に対応できる企業こそが今後他社との差別化を実現し、優位性を維持していくものと予想されます。こうしたなか、当社といたしましても、当社が三菱商事の完全子会社になることで、当社の有する配合飼料の技術開発力、生産技術力および生産インフラと、三菱商事の有する飼料原料調達力、食肉生産・加工インフラおよび食肉販売力を連携させ、双方の持つ事業優位性を活用し、シナジー効果を最大限発揮することで、

当社ひいては三菱商事グループのより一層の収益基盤強化と企業価値の向上が可能となるものと考えております。

以上を踏まえ、当社は、以下の方法（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）により当社が三菱商事の完全子会社となることといたしました。

- ①当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
- ②上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③会社法第171条ならびに上記①および②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主様（当社を除きます。以下、同様とします。）から当社の全部取得条項付普通株式すべてを取得し、当該取得と引換えに、当社は、株主様に対して、取得対価として当社の種類株式を交付します。この際、三菱商事以外の株主様に交付される当社の種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

本議案は、本定款一部変更等のうち①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容のA種種類株式を設けることとしております。なお、第3号議案でご説明いたしますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価はA種種類株式としております。

会社法第171条ならびに上記①および②による変更後の当社

定款の定めに従って、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合、上記のとおり、三菱商事以外の株主様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。

株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式は、会社法第234条の定めに従って売却し、この売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社では会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当該A種種類株式を三菱商事に売却することを予定しております。

この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主様が保有する当社普通株式数に330円（三菱商事が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

以上により、本議案は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

また、現行定款第6条におきましては、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、1,000株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、本議案で設けられるA種種類株式については1株を単元株式とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本議案が承認可決された時点で効力が生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は2億9,980万株とする。 (新設) 第6条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第5条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は2億9,980万株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は2億9,979万9,980株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は20株とする。</u> <u>第5条の2（A種種類株式）</u> <u>当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u> 第6条（単元株式数） 当会社の<u>普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする。</u>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第17条の2 (種類株主総会) <u>①第11条の臨時株主総会に関する規定、第13条、第14条は種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>②第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>③第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>

第2号議案 定款一部変更の件(2)

1. 変更の理由

本議案は、第1号議案においてご説明しておりますとおり、本定款一部変更等のうち②として、第1号議案に係る変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第5条の3を新設するものであります。本議案が承認された場合には、当社普通株式はすべて全部取得条項付普通株式となります。

また、第3号議案が承認可決された場合、当社は株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが、当該取得と引換えに当社が株主様に交付する取得対価は、第1号議案により設けられたA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主様に交付するA種種類株式の数は、三菱商事以外の株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.0000001105株としております。

なお、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成21年12月22日といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、第1号議案に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、第1号議案のご承認が得られること、および普通株主様による種類株主総会において本議案と同一内容の定款一部変更の議案のご承認が得られることを条件いたします。

(下線は変更部分を示します。)

第1号議案に係る変更後の定款	追 加 変 更 案
(新設)	<u>第5条の3 (全部取得条項)</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.0000001105株の割合をもって交付する。</u>

第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

本議案は、第1号議案においてご説明しておりますとおり、本定款一部変更等のうち③として、会社法第171条ならびに第1号議案および第2号議案による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主様から全部取得条項付普通株式すべてを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主様に対し取得対価を交付するものであります。

第2号議案に係る変更後の定款の規定に基づき、上記の取得対価としては、第1号議案により設けられたA種種類株式とし、全部取得条項付普通株式1株につき交付されるA種種類株式の数は0.0000001105株とさせていただきます。この結果、三菱商事以外の株主様に対して取得対価として割り当てられる当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であり、このように交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って、以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には金銭が交付されることとなります。

当社では、本議案が承認された場合に、株主様に交付されることとなる1株未満の端数の合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条の定めに従って売却し、この売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社では会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当該A種種類株式を三菱商事に売却することを予定しております。

この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主様が保有する当社普通株式数に330円（三菱商事が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合

や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割り当てに関する事項

会社法第171条ならびに第1号議案および第2号議案による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（以下(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000001105株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成21年12月22日

(3) その他

本議案に定める全部取得条項付普通株式の取得は、第1号議案および第2号議案に定める定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

種類株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

臨時株主総会第1号議案においてご説明しておりますとおり、当社は、臨時株主総会第1号議案に記載の本定款一部変更等により、当社が三菱商事の完全子会社となることが最良であると考えております。

本議案は、臨時株主総会における第1号議案に係る変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第5条の3を新設するものであります。本議案が承認された場合には、当社普通株式はすべて全部取得条項付普通株式となります。

また、臨時株主総会における第3号議案が承認可決された場合、当社は株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが、当該取得と引換えに当社が株主様に交付する取得対価は、臨時株主総会における第1号議案により設けられたA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主様に交付するA種種類株式の数は、三菱商事以外の株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.0000001105株としております。

なお、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成21年12月22日といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、臨時株主総会における第1号議案に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、臨時株主総会において第1号議案および第2号議案のご承認が得られることを条件といたします。

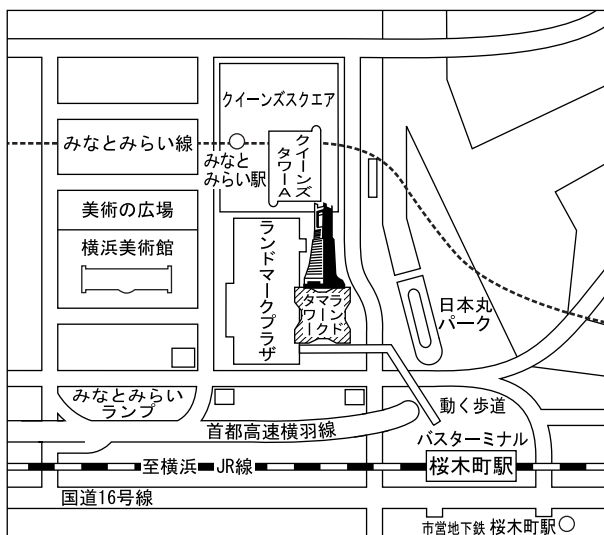
(下線は変更部分を示します。)

臨時株主総会における第1号議案に係る変更後の定款	追 加 変 更 案
(新設)	<u>第5条の3 (全部取得条項)</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.0000001105株の割合をもって交付する。</u>

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ランドマークタワー25階 会議室



交通のご案内

J R・市営地下鉄 桜木町駅より徒歩5分

みなとみらい線 みなとみらい駅より徒歩5分